

平成26年第1回定例会（2月議会）
建設部 提出資料（3月6日提出）

建設委員会

【所管関係】

- 建設政策課 今後の入札契約手続き等の改善について 1

- 建設政策課 土地収用法に基づく行政代執行について 2

今後の入札契約手続き等の改善について（平成26年4月1日実施予定）

平成26年3月6日
建設政策課
技術管理課

1. 建設業関係

(1) 建設工事における低入札価格調査基準価格等の見直し

県内建設企業が、地域社会の担い手として人材の確保・育成を図り、魅力ある産業として発展していくため、採算性を確保し、元請・下請企業を通じて建設労働者まで適切な支払いが行われるよう、低入札価格調査基準価格等における現場管理費、一般管理費等の見直しを行う。

現場管理費 現行：80% → 改正後：85%
一般管理費等 現行：55% → 改正後：65%
予定価格に対する上限率・下限率 現行：上限90%、下限70% → 改正後：撤廃

(2) 中間前払金の適用範囲の拡大

県内建設企業の資金調達の円滑化に向けて中間前払金の適用範囲を拡大する。

現行：請負代金額 1,000万円以上 → 改正後：請負代金額 100万円以上
かつ工期150日超

2. 技術管理関係

(1) 建設コンサルタント業務等における低入札価格調査基準価格等の見直し

県内建設コンサルタント等の経営基盤の採算性を確保し、人材の確保・育成などができるよう、低入札価格調査基準価格等の一般管理費等の見直しを行う。

【例】土木関係コンサルタント業務
・一般管理費等 現行：30% → 改正後：50%

(2) 総合評価における「若手技術者の育成」の評価

県内建設業の若手技術者の育成、技術力向上を図るため、総合評価落札方式において、若手技術者を主任技術者、経験豊富な技術者を専任補助者として配置する場合、若手技術者の年齢に応じた加点評価を行うとともに、経験豊富な技術者の工事実績などを評価する。

・若手技術者の年齢 35歳未満 1点
45歳未満 0.5点

(3) 諸経費の近接工事調整の廃止

「工事間が近接し、工期が重複又は継続する工事を同一業者が施工する場合」（近接工事）の諸経費調整については、近接工事におけるダンピング対策の一環として実施してきたが、低入札対策が強化されてきた等を踏まえ、廃止する。

・諸経費の近接工事調整を廃止する。

3. その他（今後の施工確保対策について）・・・「緊急措置」の実施期間の延長

平成25年度における特例措置として緊急に行ってきた施工確保対策について、実施期間を平成26年度末まで延長する。

・現行：平成25年度末 → 改正後：平成26年度末まで延長

土地収用法に基づく行政代執行について

平成26年3月6日
建設政策課

1 本件の概要

「都市計画道路・横町線(仙北市角館町)街路事業」について、県では平成14年の事業認可後、事業用地取得に向け努力してきたが、一部地権者の協力が得られず、秋田県収用委員会が土地収用事件として対象地の明渡しの裁決を行った。

このため、平成25年7月1日付けで土地収用法及び行政代執行法に基づき、平成26年2月28日を履行期限とする「戒告書」を交付したが、同日までに明渡しが行われないため、3月3日付けで同法に基づき「代執行令書」による通知を行った。

「行政代執行」を実施する場合は、3月24日から28日までの5日間を予定している。

2 対象物件

- | | |
|-------------|--|
| (1) 明渡すべき土地 | 所在 秋田県仙北市角館町横町16番3
地積 59.93㎡
地目 宅地 |
| (2) 物件 | (1)に記載する土地上の工作物、地下埋設物、
動産、その他一切の物件 |

※ 経緯

- | | |
|--------------------|--|
| (1) 平成14年9月 | 事業認可 |
| (2) 平成14年10月 | 事業説明会 |
| (3) 平成15年10月 | 用地説明会 |
| (4) 平成16年4月～21年9月 | 用地交渉 計20回 |
| (5) 平成21年11月 | 収用裁決申請及び明渡裁決申立 |
| (6) 平成22年2月～24年4月 | 収用委員会審理 計14回 |
| (7) 平成24年8月23日 | 収用委員会裁決 |
| (8) 平成25年3月21日 | 補償金・土地代金供託 |
| (9) 平成25年4月22日 | 明渡期限 |
| (10) 平成25年4月23日 | 秋田県に所有権移転登記 |
| (11) 平成25年5月～26年2月 | 義務者に口頭催告(7回) |
| (12) 平成25年6月 | 文書による催告(3回) |
| (13) 平成25年5月31日 | 知事に対し代執行請求書を提出 |
| (14) 平成25年7月1日 | 被収用者に対し戒告書を交付
(履行期限 平成26年2月28日) |
| (15) 平成26年3月3日 | 義務者に対し代執行令書を交付
(代執行実施日
平成26年3月24日～28日) |